

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 改正の内容

本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類を仮領置しなくても危険がないと認められる場合として、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条の二に規定する船舶観光上陸を加えることとする。

第二 施行期日

この政令は、平成二十七年一月一日から施行することとする。